

原 著

## バーゼル市長、ヴェトシュタインの「主権」理解

柳澤 伸一

## &lt;要 旨&gt;

1648年のウェストファリア条約は、そのスイス条項で、バーゼル市と他のスイス諸邦が「完全な自由と帝国からの免除を所有している」、と謳う。通説は、「帝国からの免除」を帝国から名実ともに独立することと解釈し、この条項を、スイスの帝国からの独立と主権を国際法で承認したものとする。しかし、通説には重大な問題がある。たしかに、スイス条項の成立に決定的な役割を果たしたバーゼル市長、ヴェトシュタインは、交渉の過程で、フランスの使節の助言に従い、スイスがすでに帝国から自由であることを立証しようとして「主権」という術語を使用したことがある。しかし、ヴェトシュタインは、伝統的な帝国の法理念に強く縛られていたので、フランスの近代的な主権概念を十分に理解していたとはいえない。彼は、T.マイセンが解明したように、「主権」を「免除」と同義語と理解したのであるが、「免除」とは、通説がいうように独立を意味するわけではなく、皇帝と帝国に一定の権利を留保する伝統的な帝国の法概念に他ならない。彼が「主権」という術語を使用したのも、交渉を有利に進めるための一時の方便に過ぎず、主権概念が交渉を最後まで規定することにはならなかった。結局、スイス条項は、スイスに独立と主権を承認したものではなく、スイスと帝国との紛争を帝国国制の枠内で解決しようとしたものと解すべきである。したがって、1648年以後のスイスと帝国の関係も、独立した主権国家同士の関係という視角からではなく、1648年の時点では両者の紐帯がなお存在していたことを前提に、その漸次的な衰退という視角から考察されなければならない。

キーワード：ウェストファリア条約、スイス誓約同盟、神聖ローマ帝国、主権、帝国からの免除

## 第1章 はじめに

1648年のウェストファリア条約は、そのスイス条項（オスナブリュック条約第6条、ミュンスター条約第61条）で、バーゼル市と他のスイス諸邦が「完全な自由と帝国からの免除を所有している（in possessione vel quasi plenae libertatis et exemptionis ab Imperio esse）」と規定した。「帝国からの免除（exemptio ab Imperio）」とは、法的に皇帝の権利と帝国の最高裁判権を留保しつつ、帝国構成員に事実上の独立を認めることを意味する（なお、詳細は、注16を参照されたい）。しかし、スイスの歴史学界において、通説は、「帝国からの免除」を名実ともに帝国からの独立を認めることと解釈し、スイス条項を、スイス誓約同盟（以下、スイスと略記）の神聖ロー

マ帝国（以下、帝国と略記）からの完全な独立を国際法で承認したものとする。

通説の最初の提唱者とされるのはW. エクスリである。彼は、ウェストファリア条約を、スイスの帝国からの完全な独立を宣言することにより、スイスとシュヴァーベン同盟との戦争を終結したバーゼルの和（1499年）以後1世紀半続いてきた現実—それに、帝国最高法院の裁判官を除いて、世界が折り合ってきた—を承認したものと見た<sup>1)</sup>。エクスリの説を、スイスで普及している歴史概説書も継承してきた。たとえば、『スイス史ハンドブック』（1972）は、ウェストファリア条約が、スイスの帝国からの正式な独立、すなわち主権を、バーゼルの和以降加盟した新邦（特にバーゼル市）を含めて全邦に国際法で承認することにより、長らく確立していた現実を最終的に確定

した、としている。「スイスとスイス人の歴史」(1986)も、同趣旨の記述をしている<sup>2)</sup>。この説は、現在も依然として浸透している。たとえば、バーゼル市歴史博物館の責任者、F. エガーは、ウェストファリア条約350周年の1998年に、条約交渉に当たったバーゼル市長、ヴェトシュタインの業績を顕彰するための展示会「ヴェトシュタイン—スイスとヨーロッパ 1648」を企画し、その折に開催された学術集会において、同条約が、スイスの帝国からの独立を、主権概念の上に立って国際法で承認した、と述べているのである<sup>3)</sup>。

このように、通説は、スイス条項がスイスの独立＝主権を承認したとするのであるが、そのさい、スイス条項成立の立役者であるヴェトシュタインが、条約交渉の過程で、バーゼル市の帝国最高法院からの自由を正当化するために、フランスのボダンに由来する「主権」という術語を使用した事実を重視する。

この通説に対して鋭い批判を加えたのが、K. モムゼンである。彼は、スイス条項に規定される「帝国からの免除」とは、法的には、帝国からの独立を意味するどころか、帝国国制の枠組みを前提にする概念に他ならず、また、ヴェトシュタインが交渉の過程で一時「主権」という術語を使用したとしても、それは、彼がボダンに由来する主権概念を受容したことをなんら意味するものでもない、と主張した<sup>4)</sup>。

筆者は、2001年に発表した小論（「ウェストファリア条約のスイス条項」、『西南女学院短期大学紀要』第48号）で、モムゼンの主張を参考にしながら、通説への批判を試みたことがあるが、今回、ヴェトシュタインが1648年2月にスイス諸邦の代表者会議で行った条約交渉の経過に関する「報告」を史料として、スイス条項の意義について改めて考察してみようと思う。その際、論述の重点を、ヴェトシュタインが「主権」という術語をどのような経緯で使用したのか、また、どのように理解していたのかを明らかにすることに置く。

本題に入る前に、ヴェトシュタインがどんな目的で条約交渉に参加したのかを、簡単に確認しておこう。

## 第2章 ヴェトシュタインが条約交渉に参加した目的

バーゼル市長、ヴェトシュタインが条約交渉に参加し、スイス条項の成立に尽力したのは、バーゼル市の帝国との関係が大半の邦のそれとは違う、という事情があった<sup>5)</sup>。

1495年のヴォルムス帝国議会は、帝国最高法院をあらゆる紛争の最終審として設置すること、帝国一般直接税を帝国議会で承認された戦費や帝国最高法院の経費を賄うために徴収することなどを決定した。スイスの13邦のうち、この帝国議会以前にスイスに加盟していた10邦は、この帝国議会に出席しなかっただけでなく、その決定に縛られることもなかった。というのは、帝国最高法院に関して、10邦は、上告を許さない仲裁裁判を普及させて、諸邦内の紛争が帝国最高法院へ向かうのを抑止するのに成功していたので、その管轄権を、法的にはではないにしても、現実的に免れることができたからである。また、帝国一般直接税に関しても、10邦は、慣例に反するとして支払いに応じなかったし、帝国側にも支払いを強制する手立てがなかったからである。10邦は、その後も、帝国援助の基本台帳となる1521年の帝国台帳に記載されないことにより、帝国援助を求められることがなかった。

ところが、ヴォルムス帝国議会後の1501年にスイスに加盟したバーゼル市は、10邦とちがって、この帝国議会に出席しており、その決定の履行に責任を負う立場にあった。そこで、帝国援助に関して、バーゼル市は、1521年の帝国台帳にも記載され、その台帳に基づいて、トルコ危機が再燃した1540年代に、対トルコ防衛費と帝国最高法院維持費を賄う帝国一般直接税の支払いを求められることになる。このとき、バーゼル市は、前者については、ローマ征行以外に義務を負わない自由都市であることを理由として、後者については、皇帝・国王から付与された不移民の特権により外部の裁判所の管轄を免れていることを理由として、支払いを拒否した。これに対して、帝国等族は、バーゼル市に付与された特権が不移民の特権に過ぎず、不移民の特権まで含んではいないなどとして、バーゼル市の主張を退け、バーゼル市を帝国援助不履行の廉で帝国最高法院へ召喚する対抗措置を取ったのである。事態を重視したスイスは、皇帝がバーゼル市の帝国最高法院への召喚を一時停止する措置を取るならば、ハプスブルク家にスイスとの平和共存を保障してきた永久講和の更新に応じる用意がある、と表明した。バーゼル市は、皇帝がこの取引に応じたことにより今回の帝国援助から逃れられ、最終的には、1548年に、アウグスブルク帝国議会が帝国最高法院の維持費を支払わなくても起訴されない帝国等族の中にバーゼル市を含めたことにより、帝国援助から実質的に解放されたのである。

帝国援助からの解放に比べて、帝国最高法院の管轄

権からの解放は、難渋を極めた。バーゼル市は、たびたび、帝国最高法院の裁判に巻き込まれたのである。たとえば、1536年には、フェーデ断念誓約の解除を求める元バーゼル市民、ハーゲンバッハによって、1541年には、司教座聖堂司祭長職の収入の引渡しを求める元司祭長、ファブリによって帝国最高法院に訴えられている。この危機を、バーゼル市は、帝国最高法院の管轄権の問題に正面から踏み込むことはせずに、ハーゲンバッハの訴訟では、根拠薄弱を自覚しながらも、皇帝から付与された不移管の特権を持ち出すことで、ファブリの訴訟では、スイス諸邦の支援の下に皇帝に働きかけて訴訟を中止に追い込むことで、辛うじて回避した。しかし、バーゼル市は、1640年に、もはや一時凌ぎでは済まされない深刻な事態に直面することになる。バーゼル市の運送業者が、ドイツのシュレットシュタット市のおどろ酒商、ヴァハターに頼まれておどろ酒を運送していたときに、フランスの騎士に襲撃されて馬を失うという事件が起き、その損害賠償をめぐって、運送業者とヴァハターの間で訴訟が起こったのである。ヴァハターが初級審であるバーゼル市裁判所の判決を不服として帝国最高法院に上訴すると、帝国最高法院は、運送業者の不出頭を理由に、ヴァハターが帝国内にあるバーゼル市民の財産を差し押さえることを許す判決を下す。しかも、今回は、スイス諸邦の皇帝への働きかけも効を奏さず、1646年に差し押さえが執行されてしまったのである。バーゼル市の経済にとって死活的に重要な南ドイツとの交易関係が帝国最高法院の判決によって攪乱されるという由々しき事態が生じたことは、これまで帝国最高法院の管轄権の問題に一時凌ぎで対処してきた付けが回ってきたものといえよう。この問題に決着をつけることこそ、ヴェトシュタインが、福音派諸邦（バーゼル市とともに宗教改革を支持するチューリヒ市とベルン市、シャフハウゼン市）の支援を受けて、ウエストファリア条約の交渉に参加した目的に他ならない。

### 第3章 ヴェトシュタインが「主権」を使用した経緯

条約交渉の過程について、筆者はすでに上述の小論で触れたことがあるので、詳細には立ち入らない。ここでの課題は、ヴェトシュタインが、交渉中、「主権」という術語をどのような状況下で使用するにいたったのかを、ヴェトシュタインが1648年2月に行った「報告」に基づいて明らかにすることに限定される。

1646年11月、福音派諸邦の代表がチューリヒに集まり、条約交渉に赴くヴェトシュタインに下す訓令について審議した。その訓令によって、ヴェトシュタインは、帝国最高法院の管轄権に関する苦情を、バーゼル市に対する帝国最高法院の管轄権に固執する帝国等族ではなく、かつて帝国最高法院の訴訟の一時停止に応じてくれたことがある皇帝に提出するように命じられた。また、訓令が苦情を正当化する根拠としてあげたのは、バーゼル市が皇帝・国王の特権を付与されていることとバーゼル市がスイス加盟後はスイスに与えられた免除の自由 (Exemptionsfreiheit)、すなわち上級裁判所＝帝国最高法院と帝国援助からの自由を享受していることである。その審議に参加していたシャフハウゼン市長で、福音派諸邦の法学の権威でもあるチーグラーは、免除の自由のうち、帝国最高法院からの自由については特権で、帝国援助からの自由については取得時効で証明するのが適切だ、と助言した<sup>6)</sup>。

「報告」によれば、ヴェトシュタインは、まず、12月21日に、フランスの全権に謁見し、訓令の趣旨に沿って、「皇帝と国王の特権および全誓約同盟に与えられている免除の自由に反して帝国最高法院 (kaiserlichen Kammergericht zu Speier) によって実行された召喚と差押えが取り消され、誓約同盟が、その自由を保ち、今後とも損害を蒙らない形で、全体の平和 (ウエストファリア条約のこと―筆者注) に包摂されるよう」に要請した。これに対して、フランスの全権は、帝国最高法院の訴訟に関しては、「皇帝の全権のところを持ち込み、懇懇にその破棄を要請するのが最善と考える」と回答している。翌々日、ヴェトシュタインは、皇帝の全権に謁見し、同様の要請を行った。皇帝の全権は、要請には「できるだけ早く、意に沿う形で対処する所存である」が、「これは選帝侯部会と全帝国等族に係わることなので、彼らと話し合う必要がある」と回答した<sup>7)</sup>。こうして、訓令の想定に反して、バーゼル市の苦情が、皇帝のところだけで処理されずに、バーゼル市に対する帝国最高法院の管轄権に固執してきた帝国等族の審議に委ねられることが避けられない事態に陥ってしまったのである。

情勢が樂觀を許さない展開を示すのを見て、ヴェトシュタインは、帝国最高法院からの自由を皇帝の特権で証明するという、チーグラーが推奨するものの、根拠が薄弱な立論から脱却する必要があることを痛感させられた。12月30日、ヴェトシュタインは、フランスの全権との立ち上った議論の末、従来の立論を転換することに踏み切り、翌31日、新しい立場を詳述し

た文書を皇帝使節に送った。それは、もはや皇帝の特権を持ち出さず、冒頭で、「周知のごとく、誓約同盟は自由な身分 (freyer Stand) であり、神を措いて、自分自身だけに依拠している」と宣言する。つづいて、誓約同盟が自由な身分で、自立的であることの証として、四つの既成事実を列挙する。第一に、戦争と平和を決定し、同盟する自由である。(「誓約同盟の一部ないし全部は、その意思に従って戦争を遂行し、和平を締結してきた。キリスト教界の最高の権力者、首長たちと同盟、連合、協定を結んできたし、何の妨害も受けずにそうすることができる。」) 第二に、外部の租税からの自由である。(「誓約同盟は、現行の同盟以後、全体でも個別でも、いかなる外部の賦課、租税、分担金も負わされていない。」) 第三に、帝国議会に出席する義務からの自由である。(「誓約同盟は、帝国議会とその仕事に召集されず、切り離された自由な身分 (separirter freyer Stand) として扱われてきた。100年前、故カール5世の治下、バーゼルを含むいくつかの邦が帝国議会に召集されたが、カール5世は、全誓約同盟の苦情に応じて、案ずるには及ばないと言明した。召集者の側は古い台帳を参照していたのだとしても、誓約同盟にそれ以上何か求められることはなかった。それ以後、その状態が続き、さらに何か(さきの召集と一筆者注) 類似なことが出来しても、それは重視されず、誤解が言いがかりとして放って措かれた。」) そして、最後に、帝国最高法院からの自由である。(「かつて、帝国最高法院が誓約同盟の一つのあるいは他の邦をあえて裁判に掛けようとしたときも、そのようなことは重大に受け止められず、苦情の申し立てに基づく上位者の命令によって、あるいはおのずから、すべてのことが中止された。帝国最高法院は、1495年に皇帝マキシミアン1世によって、諸等族の同意を得て考慮され、保持されてきたものだとしても、全帝国等族によって安定化され、確立されたのは(アウクスブルク帝国議会が帝国最高法院に関する新法令が出された一筆者注) 1548年、すなわち、バーゼルが誓約同盟に加盟して50年後のことであるので、その全てのことに誓約同盟は全体でも個別でもなんら係わりがない。また、そのことに関して、誓約同盟に何も要求されていない。誓約同盟が自由で、分離した身分であり、自分以外のいかなる裁判強制にも服さないことは周知のことである。若干の邦、特にバーゼルに関して、他邦と差異があると言いつてられているが、次のことが指摘されねばならない。すなわち、バーゼルは、(バーゼルと他邦の間に一筆者注) 樹立された同盟の100年

以上も前に、皇帝と国王の特権を通じて外部の裁判強制を免れ、さらに、樹立された同盟以後、ほとんど150年間、他の誓約同盟員とともにその状況を平穏に占有してきた。いわば、バーゼルは、二重に解放されているのであり、攻撃を受けることなく、その同盟から決して切り離されず、他邦は、バーゼル市に係わる不都合を自分のこととして引き受け、担わなければならない。) ヴェトシュタインは、誓約同盟の帝国からの自立を証する四つの既成事実を前提に、「帝国最高法院の思い上がった裁判は不正であり、根拠がない」と断じ、今後の条約交渉が次の基礎の上に据えられるべきであると言う。その基礎とは、「誓約同盟は自由で自立的な身分であり、自分以外に裁判官を認めず、このようなそしてその他の主権 (solcher und anderer Souverainetet) が平穏に占有されつづける。」、ということである<sup>8)</sup>。なお、文脈上、「このような」主権とは、スイスが既成事実としている四つの自由のうち、最後に挙げられている帝国最高法院からの自由を、「その他の主権」とは、第一から第三までの自由を指すものと解しよう。ヴェトシュタインは、フランスの全権との議論を踏まえて書かれたこの文書において、初めて「主権」という語を使用したのである。

ヴェトシュタインは、間をおかずにフランスの法学者と議論し、帝国最高法院からの自由を、特権ではなく、帝国からの自立を達成している既成事実に立って主張する方向で考えを整理した。その成果が、2月7日の皇帝の使節との交渉で語られ、後日文書として提出された「再要求 (Recharge)」である。その全文は、次のとおりである。「ヴェトシュタインは、皇帝の全権に次のことを知らせるよという命令を受けている、と表明した。一つは、帝国最高法院が去る8月に(ヴァハター訴訟に関して一筆者注) バーゼルに対して弾圧措置を取ったが、それが誓約同盟の自由と免除 (eidgenössischen Freiheit und Exemption) に真っ向から反するということである。もう一つは、誓約同盟側には、自分を自分で守り、力を力で追い払う (Gewalt mit Gewalt abzutreiben) 決意があるということである。ヴェトシュタインは、「13邦と属邦全体の名で」、この諸邦をその自由と主権的身分の下で守るように (bei ihrer Freiheit und ihrem souveränen Stand zu schützen) 要求した。<sup>9)</sup>」ここでも、帝国最高法院の弾圧措置を排除して、今後とも守られるべきものが、誓約同盟諸邦の「自由と免除」あるいは「自由と主権的身分」と表現され、「主権」という術語が使用されているのである。

ヴェトシュタインは、バーゼル市の帝国最高法院からの自由を正当化するために、当初は、特権等の帝国において伝統的な法概念を使用した。しかし、その立論の弱点が露呈する中で、1646年12月31日の皇帝使節に渡した文書や翌年2月の「再要求」では、帝国からの自立を既成事実として主張する立場に転じ、そのさい、フランスの全権や法学者との議論を通じて学んだ「主権」という術語を使用した。ヴェトシュタインが「主権」という術語を使用して、新しい立場から要求を提示し直したことは、たしかに、スイス条項の成立過程において一つの転機となった。しかし、その後の交渉において、彼が「主権」の使用に固執した形跡は見られず、その術語は、最終的な条文からも消失している。それは、なぜなのだろうか。その理由を解明する上で不可欠なことは、ヴェトシュタインが「主権」という術語でいったい何を理解していたのかを明らかにすることである。それが次章の課題となるが、その前に、スイス条項の成立にいたるその後の過程について、簡単に押さえておこう。

当時、帝国最高法院は、バーゼル市に対する管轄権に固執する立場を再確認した。これに対し、皇帝の全権は、もしバーゼル市をスイスの他邦と区別して、同市に対する帝国最高法院の管轄権に固執するならば、ヴェトシュタインがフランスとスウェーデンに支援を求め、誓約同盟の帝国からの全面的な分離を平和条約の一項で謳わせようとするであろう、と警告した<sup>10)</sup>。帝国等族は、2月中旬、帝国最高法院と皇帝の全権との見解を受けて、折衷的な見解を表明した。それは、バーゼル市が係争中のヴァハターと和解することを条件に、かつてバーゼル市に王室裁判所からの免除を認めた特権を拡充して、バーゼル市を帝国最高法院からも免除するよう皇帝に勧告するというものである。つまり、帝国最高法院が、ヴァハター訴訟を含めて、今までバーゼル市に対して管轄権を行使してきたことは正当とした上で、今後は、皇帝の新特権により、バーゼル市を帝国最高法院から免除しようというのである。皇帝の全権は、帝国等族のこの見解を皇帝に送付したが、そのさい、一つの「添え書き」を付記している。全権は、そこに、ヴェトシュタインの「再要求」をそのまま転載するとともに、帝国等族の折衷的な見解も退けて、ヴェトシュタインの要求を支持する意見を表明している。全権は、スイスの13邦がすでに長く自由で、帝国から切り離された身分であることを理由として、ヴァハター訴訟で帝国最高法院が下した裁判は明らかに無効であり、ヴェトシュタインが望んでいる

ように、スイスの自由と帝国最高法院からの免除を表明すべきであると主張した。なぜならば、そうしてこそ、はじめて、スイスを皇帝に義務づけることができるし、フランス側に追いやるような不都合を避けられるからである。帝国等族の見解と全権の「添え書き」は、慣例通り、皇帝から帝国宮内法院に転送された。帝国宮内法院は、翌3月、スイスの自治を直接であれ間接であれ認めることは帝国の維持にとって危険で許されないとした上で、皇帝に、ヴァハター訴訟に関しては、時宜にかなわないという理由で停止するよう帝国最高法院に命じることを勧告した<sup>11)</sup>。

以後、数ヶ月間、皇帝は、帝国等族と皇帝の全権、帝国宮内法院の意見に挟まれて決断を下せなかった。その間、6月には、フランスがウェストファリア条約のスイス条項案を示した。それは、帝国等族に関する条項から独立した条項で、スイスに「全面的な優位権 (omnimodo superioritas)」を認めるものである<sup>12)</sup>。このとき、フランスが、スイスに関して、構成上は帝国等族と区別しながらも、内容上は、ヴェトシュタインに推奨してきた「主権」ではなく、帝国等族と区別せず「全面的な優位権」を認める案を示したことについては、その意味を次章で検討する。このフランス案にスウェーデンも同調したので、皇帝の全権は、フランスとスウェーデンがスイス人の感謝を独占し、皇帝の権威が損なわれることを恐れ、皇帝に譲歩を迫った。ついに、同年10月、皇帝は、全権の説得を受け入れて、勅令を発した。これを基に、翌年、スイス条項が成立したのである。スイス条項は、「・・・皇帝陛下は、帝国等族の意見と助言を徹した後、前年の5月4日の特別命令で、前述のバーゼル市と誓約同盟の他邦が完全な自由と帝国からの免除を所有しており、帝国の法廷と裁判所の管轄に服しないと宣言したので、以下のように決定される。同じことがこの公的な平和条約にも受け入れられ、効力を持ち有効であり続け、それゆえに、同種の訴訟が、それを機にいつか執行される差押えともども、全く無きものとされ、無効とされる。」「<sup>13)</sup>」、と規定している。なお、ここで、皇帝の勅令の日付を実際の10月から5月に遡らせているのは、フランスが6月に示した和平案に先立って、皇帝が決断を下していた風を装うためである。

ヴェトシュタインは、この皇帝勅令で、帝国最高法院の管轄権からの解放という当初の目的が達成される目処がついたと判断し、翌月、帰途についた。

#### 第4章 ヴェトシュタインの「主権」理解

では、ヴェトシュタインが条約交渉の過程で「主権」という術語を使用したとき、彼はそれをどう理解していたのだろうか。学説史をたどりながら、検討してみよう。

通説的な理解に立つ論者のうち、F.ガラティは、すでに1499年のパーゼルの和で、スイスに主権のあることが暗黙裡に前提とされており、ヴェトシュタインが「再要求」で求めたのは、その主権に反する帝国最高法院の裁判と差押えを排除することであった、と言う。そして、ガラティは、この「再要求」を踏まえて皇帝の全権が「添え書き」を書き、「この文の中心部分が皇帝の勅令に、また、その勅令からウェストファリアの和に移された」ことに注目すべきである、と言う。その上で、ガラティは、スイス条項で、スイスが「ドイツ帝国からの独立の正式かつ厳粛な承認」を達成し、「de factoな主権からde jureな主権が生成した」、と結論するのである<sup>14)</sup>。つまり、ガラティは、1499年以降事実上の主権を確立していたスイスの中で生育したヴェトシュタインが主権概念を掛け値なしに我が物にしえたことを当然の前提としており、その主権概念が「再要求」の、ひいては、スイス条項の基礎になった、と理解しているのである。

J.ガウスも、通説に沿って、1648年にスイスの独立が法的に承認されたと考えるが、ガラティのように、スイス条項の成立過程を通じて主権概念が貫かれたとは考えない。ガウスは、その過程を、国家論の分野での2世紀にも亘る大原理闘争、すなわち、伝統的な帝国理念と近代的な主権原理との対立の最初の現われと見る。ガウスによれば、主権原理は、まさに、スイス条項をめぐる交渉が展開される17世紀の中葉に、フランスから集中的に押し寄せてきたのであり、ヴェトシュタインも、フランスの交渉団の助言で、当初の伝統的な帝国理念に基づく立論から近代的な主権概念に基づく立論へと路線を転換したのである。ガウスは、ヴェトシュタインがフランス使節との綿密な打ち合わせを経て提出した「再要求」を、「主権宣言の申し入れ」と表現し、ヴェトシュタインが、少なくともこの時点では、フランスに由来する主権原理をそのまま受容する立場に立っていたと考えている。しかし、ヴェトシュタインは、その後、路線を伝統的な帝国理念の方向に再転換し、スイス条項から「主権」という術語を削除することにも柔軟に対応した。ガウスは、「完全な自由と帝国からの免除」というスイス条項の規定

を、帝国最高法院からの解放というヴェトシュタインの当初の目標からは後退していないにしても、「再要求」の先鋭な言葉の中で一度は掲げられた意図、すなわち主権の宣言からは後退している、と評した。ガウスは、1648年を、かの大原理闘争によって伝統的な帝国理念がスイス人の政治観念から緩やかに消滅していく長期の過程において、きわめて画期的ではあっても、一つの段階に過ぎないと考えたのである。では、なぜ、ヴェトシュタインは路線を再転換せざるをえなかったのだろうか。ガウスは、その理由を、パーゼルの利害にとって枢要なエルザス地方においてフランスが圧倒的な優位に立つのを警戒して、ヴェトシュタインがハプスブルク家との紐帯を解消したくなかったからである、と政治的に説明した<sup>15)</sup>。

この説明に対して、モムゼンは、ガウスがスイスにおける帝国理念の残存に注目したことには一定の評価を与えるが、ヴェトシュタインの再転換を政治的に説明することに関しては、間違いではないにしても不十分である、と評した。モムゼンは、ヴェトシュタインが最初の転換で「主権」という術語を使用するようになったとき、それをどのように理解していたのか、はたしてフランスの使節と同じように理解していたのかを一度は問うてみる必要がある、と問題提起したのである。そして、モムゼンは、次のように主張した。すなわち、ヴェトシュタインは、ウェストファリアにおいて、パーゼルの法律顧問や都市書記から助言を受けながら交渉に当たったのであるが、この助言者の背後には、パーゼル大学の法学者が控えていた。そのパーゼル大学法学部の論調は、大勢として、スイスの権力を、フランスのボダンの主権論に依拠せず、帝国の学会動向に従って、帝国国制の枠内で論じるものであった。パーゼル大学法学部におけるボダンの主権論の受容は、ようやく17世紀末に慎重に始まったにすぎない。ヴェトシュタインの法観念は、究極的にはパーゼル大学法学部の論調に規定されていたのであり、彼がフランス使節の提唱する主権概念を真に受容したとは認めがたい。つまり、ヴェトシュタインが、一時、パーゼルの帝国最高法院からの自由を正当化するために「主権」という術語を使用したとしても、その使用は、帝国等族の抵抗に対する牽制という方便を越えるものではなく、帝国等族の抵抗が取り除かれ、「帝国からの免除」が保証される展望が開けさえすれば、もう不要になるものであった。ヴェトシュタインにとって、スイス条項から「主権」という術語が削除されたとしても、何の不都合もなかったのである、と<sup>16)</sup>。

単に、ヴェトシュタインが「主権」という術語を使用したのかではなく、それをどう理解したのかが重要である、というモムゼンの問題提起は、画期的であった。近年、T.マイセンも、モムゼンのことを、スイスの皇帝・帝国からの離脱を通説と違った風にかき上げようとした唯一の人、スイスの国家のあり方を直線的な解放過程としてではなく、帝国理念を含むさまざまな法-国家概念の緊張関係の中で理解しようとした最初の人、と高く評価している。その一方で、マイセンは、モムゼンがヴェトシュタインの法観念を解明するために、もっぱらバーゼル大学法学部の議論に着目したのは方法上の難点がある、と批判した。というのは、その議論は、具体的にスイス条項について論じ合うものではなく、むしろ、スイスの事情に明るいとは言えない帝国出身の法学者が、スイスの権力について、帝国の学会動向に従って観念的に論じ合うものであったので、ヴェトシュタインの「主権」理解を解明するのに直ちに役立つものもないからである。マイセンは、むしろ、ヴェトシュタインの政治活動により近い史料、すなわち、スイス条項の交渉過程で著された諸文書にこそ着目すべきである、と言う<sup>17)</sup>。

マイセンが着目したのは、まず、ヴェトシュタインがフランス全権との議論を踏まえて、皇帝使節に送った1646年12月の文書である。上述したように、その文書で、ヴェトシュタインは、今後の条約交渉の基本原則として、スイスが「このようなそしてその他の主権」、すなわち、帝国最高法院からの自由とその他の自由を平穩に占有し続けようことをあげた。この文書は、ヴェトシュタインが「主権」という術語を始めて使用したことで知られているが、それ以上に注目すべきなのは、彼が、「主権」に「このようなそしてその他の」という修飾語をつけたこと、つまり、「主権」を、裁判権をはじめとする個々の支配権として理解していることである。マイセンは、この理解について、主権を一つの包括的な権利と理解するフランスのボダンから程遠く、むしろ、領域支配権を個々の支配権の合算と理解する帝国の伝統的な理念に近い、と見る。次に、マイセンは、ヴェトシュタインがフランスの法学者との議論を踏まえて提出した1647年2月の「再要求」に着目する。それは、上述したように、誓約同盟が既成事実として獲得し、今後も保持すべきものを、「自由と免除」あるいは「自由と主権的身分」と表現していた。そこから伺えるのは、ヴェトシュタインが、帝国の法概念である「免除」をフランス由来の「主権的身分」と同義としていること、つまり、「主権」を「免除」

という帝国国制の枠組みを前提とする概念で理解していたことである。なお、マイセンは、ヴェトシュタインが1648年2月にスイス諸邦の代表者たちへ行った報告を検討するさい、筆者が取り上げた「報告」とは別の史料も利用している。それによると、ヴェトシュタインは、皇帝が、スイス条項の基礎になる特別命令において、スイスの諸邦を「主権的あるいは直属の身分 (soverainischen oder unmittelbaren Stand)」と宣言した、と報告しているのである。マイセンは、ヴェトシュタインの「主権的あるいは直属の」という言葉使用について、ヴェトシュタインがスイス諸邦の代表者たちにほとんど馴染みがない「主権」という言葉を、馴染み深い「直属」という言葉に置き換えて解説しようとしたものである、と解釈する。皇帝が付与する特権に基づいて帝国直属身分であった歴史を持つスイス諸邦の代表者たちにとって、「直属」という言葉は理解が容易であったからである。マイセンは、このことも、スイスに主権概念が当時はまだ十分に浸透していなかったことを裏付けている、というのである<sup>18)</sup>。以上のことから、マイセンは、ヴェトシュタインの使用する「主権」が、ボダンの概念から程遠く、なお帝国の法概念を色濃く反映していた、と結論するのである。

さて、上述したように、フランスは、1647年6月に、スイスに「主権 (majestas)」ではなく、「全面的な優位権 (omnimodo superioritas)」を認めるスイス条項案を提案した。これに関して、ガウスやボンジュールが「全面的な優位権」を「全面的な主権 (allseitige Souveränität)」と同義であるとするのに対して、マイセンは、帝国等族はもとより、ヴェトシュタインすら主権概念の本質を理解できていない状況を前にして、フランスが譲歩を余儀なくされ、条約交渉を決着させるために、「主権」を捨て、帝国法の趣旨で理解でき、帝国等族に流布している術語である「優位権」を選ばざるをえなかったからだ、と解釈する。この「優位権」、すなわち、帝国国制の枠内で行使される、皇帝に次ぐ最高の命令権こそ、条約交渉において、帝国等族がその支配領域に関する対内的支配権として確保しようとしたものに他ならないのである<sup>19)</sup>。

以上、学説史をたどりながら、ヴェトシュタインの「主権」理解を探ってきた。ヴェトシュタインが「主権」という術語を使用したことはたしかであるが、それで、彼がボダン流の近代的主権概念を受容した、と言うことはできない。彼は、「主権」を、伝統的な帝国の法概念、たとえば「免除」で理解したのである。このことからすれば、ヴェトシュタインが「主権」に固執せ

ず、「帝国からの免除」が皇帝の勅令でスイス諸邦に認められ、ウェストファリア条約に受け継がれる見通しがついた時点で帰途に着いたことは、よく理解できるのである。

## 第5章 おわりに

以上、スイス条項の「帝国からの免除」という規定が帝国法の枠内の解決であること、そして、このスイス条項の成立に決定的な役割を果たしたヴェトシュタインが近代的な主権概念を受容していたとはいえ、伝統的な帝国の法理念に従っていたことを確認した。なお、スイス条項が、フランス案に沿ってスウェーデンやフランスに割譲されて公然と帝国から分離されたドイツ領に関する箇所には置かれるのではなく、ドイツの帝国等族の法的地位と権利を規定した箇所の真っ只中に置かれていることも、1648年時点におけるスイスと帝国との関係の深さを物語るものだろう<sup>20)</sup>。もし、そうだとするならば、1648年以後のスイスと帝国との関係についても、通説とは違って、独立した主権国家同士の関係というよりは、両者の紐帯の存続と漸次的衰退という視角から考察し直すことが求められるのではないだろうか。これについては、稿を改めて論じることとしたい。

## 注

- 1) W.Oechsli, Die Beziehungen der schweizerischen Eidgenossenschaft zum Reiche bis zum Schwabenkrieg, in; Politisches Jahrbuch der schweizerischen Eidgenossenschaft 5, 1890, S.616  
 エクスリが提唱した通説の継承者のうち、ガラティは、スイス条項を、スイスの帝国からの正式な独立、すなわち主権を承認したものと理解する。一方、ガウスは、それをスイスの独立の承認とすることには同意するが、主権の承認とすることには慎重である。このことについては、第4章を参照されたい。F.Gallati, Die formelle Exemption der Schweiz vom Deutschen Reich im Westfälischen Frieden, in; Zeitschrift für schweizerische Geschichte 28, 1948, S.477, J.Gauss, Die westfälische Mission Wettsteins im Widerstreit zwischen Reichstradition und Souveränitätsidee, in; Zeitschrift für schweizerische

- Geschichte 28, 1948, S.178
- 2) Handbuch der Schweizer Geschichte Bd.1, 1972, S.640-2  
 Geschichte der Schweiz und der Schweizer, 1986, S.438
- 3) F.Egger, Wettsteins Leistung am Westfälischen Friedenskongress, in; M.Jorio(Hg.), 1648 Die Schweiz und Europa, 1999, S.82
- 4) K.Mommsen, Bodins Souveränitätslehre und die Exemption der Eidgenossenschaft, in; Discordia concors, 1968, S.441-3  
 モムゼンの「帝国からの免除」の理解については、注16を参照されたい。  
 マイセンも、近年の著書で、「帝国からの免除」という規定が帝国法の枠内での解決であるとするので、モムゼンに同調する。マイセンは、第3章で述べるように、スイス条項が皇帝の特別命令という皇帝の恩恵に基づいて定められたという体裁をとったこと自体、皇帝を、スイスに関してそのようなことをなしうる機関として承認しているものに他ならない、と言う。T.Maissen, Die Geburt der Republic. Staatsverständnis und Repräsentation in der frühneuzeitlichen Eidgenossenschaft, 2006, S.196
- 5) B.Braun, Die Eidgenossen, das Reich und das politische System Karls V., 1997, S.92-203
- 6) J.Gauss, a.a.O., S.179  
 K.Mommsen, a.a.O., S.438
- 7) Amtliche Sammlung der Eidgenössischen Abschied(以下、EAと略記), Bd.5, Abt.2, S.2261
- 8) EA, Bd.5, Abt.2, S.2268-9
- 9) EA, Bd.5, Abt.2, S.2270
- 10) F.Gallati, a.a.O., S.467
- 11) F.Gallati, a.a.O., S.468-9
- 12) EA, Bd.5, Abt.2, S.2274, J.Gauss, a.a.O., S.185
- 13) A.Heusler, Schweizerische Verfassungsgeschichte, 1920, S.250
- 14) F.Gallati, a.a.O., S.477
- 15) J.Gauss, a.a.O., S.186-7
- 16) モムゼンは、バーゼル大学法学部の論調に基づいて、次のように言う。「帝国からの免除」とは、ドイツの法学者が近世初期に使い始めた概念で、「帝国内の免除」と「帝国外の免除」に分けられる。前者は、ある帝国直属者がある領邦君主の臣民となり、帝国直属の資格を喪失することを意味した。それに対して、スイス条項に係わる後者は、ある帝国直属者が帝国から離脱することを意味するが、それを主権と同義とみなすことは



許されない。というのは、帝国から離脱した者は、事実上独立が認められるものの、法的には、皇帝の権利と帝国の最高裁判権が留保されることによって、あくまでもその独立が制限を受けつづけるからである。少なくとも、ヴェトシュタインが交渉に当たった17世紀前半までは、そう理解されていた。K.Mommsen, a.a.O.,S.441-3, 柳澤伸一、前掲論文、3-5頁

17) T.Maissen,a.a.O.,S.26-7

18) Staatsarchiv Zürich B8 129,fol.410, T.Maissen, a.a.O.,S.197

19) J.Gauss,a.a.O.,S.185, E.Bonjour,Die Loslösung der Eidgenossenschaft vom Reich und J.R.Wettstein,in;Die Schweiz und Europa.Ausgewählte Reden und Aufsätze,1958,S.180, T.Maissen,a.a.O.,S.197

ウェストファリア条約に規定された帝国等族の法的地位が近代的な主権から隔たりがあることについては、明石欣司「ウェストファリア条約の研究(三)」、「法と行政」第5巻第1号、1994を参照されたい。また、伊藤宏二も、「ウェストファーレン条約と神聖ローマ帝国」(九州大学出版会、2005)の126-7頁で、フランス王に割譲され、「優位権」と表記された領域権について、スウェーデンに割譲され、「永久かつ帝国直属のレーエン」と表記されたそれと比べると、はるかに強く「主権」概念を反映しているのはたしかだが、依然として未成熟な「主権」概念を表しているに過ぎない、としている。

20) T.Maissen,a.a.O.,S.196

ウェストファリア条約の構成については、伊藤宏二、前掲書、173-183頁の付表を参照されたい。

## Wettstein's Understanding of "Sovereignty"

Shinichi Yanagisawa

### <Abstract>

The Swiss Article in the Peace of Westphalia(1648 ) declared the city of Basel and the other cantons of the Swiss Confederacy to be in possession of plenary liberty and exemption from the Empire. It is generally said that exemption from the Empire meant the independence of the Empire and that the Swiss Article confirmed the independence of the Empire and the sovereignty to the Swiss Confederacy.

But we can raise objections to this general theory. Although Wettstein, who was the mayor of Basel and played a very important role in the enactment of the Swiss Article, once used the "sovereignty" as a term to explain the independence of the Empire according to the advice of French diplomatic agents, he was so bound by the traditional Imperial notions of law that he could not understand the modern French concept of the sovereignty enough, and identified "sovereignty" as exemption from the Empire, which reserved the rights for the Emperor and the Empire. It was only a means of advancing the negotiation for him to use "sovereignty", and at last this term was excluded from the Swiss Article. Therefore we can understand that the Swiss Article intended to resolve the conflicts between the Swiss Confederacy and the Empire within the Imperial system.

And so we cannot observe the relationship between the Swiss Confederacy and the Empire after 1648 as one between two independent and sovereign countries. The ties which combined the Swiss Confederacy and the Empire endured for a good while and weakened gradually.

Key words: Peace of Westphalia, Swiss Confederacy, Holy Roman Empire, Sovereignty, Exemption from the Empire